○国立研究開発法人防災科学技術研究所文書管理規則

(平成23年4月1日 23規則第2号)

 改正
 平成 26 年 10 月 1 日
 26 規則第 3 号
 平成 27 年 4 月 1 日
 27 規則第 2 号

 平成 27 年 7 月 23 日
 27 規則第 8 号
 平成 28 年 3 月 31 日
 28 規則第 3 号

 平成 29 年 6 月 8 日
 29 規則第 2 号
 平成 30 年 4 月 26 日
 30 規則第 2 号

 平成 30 年 11 月 21 日
 30 規則第 10 号
 平成 31 年 3 月 25 日
 31 規則第 2 号

 令和 2 年 3 月 26 日
 2 規則第 1 号
 令和 2 年 6 月 25 日
 2 規則第 3 号

 令和 4 年 3 月 31 日
 4 規則第 4 号
 令和 5 年 3 月 24 日
 5 規則第 5 号

 令和 5 年 9 月 28 日
 5 規則第 7 号
 令和 6 年 9 月 26 日
 6 規則第 5 号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条-第7条)
- 第3章 作成(第8条-第10条)
- 第4章 整理(第11条-第13条)
- 第5章 保存(第14条・第15条)
- 第6章 法人文書ファイル管理簿(第16条・第17条)
- 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長(第18条-第20条)
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等(第21条-第23条)
- 第9章 研修(第24条・第25条)
- 第10章 補則(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)における法人文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「法人文書」とは、研究所の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、研究所の職員が組織的に用いるものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、法第2条第5項各号に掲げるものを除く。

- (2) 「法人文書ファイル等」とは、研究所における能率的な事務又は事業の処理及び 法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間 を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下 「法人文書ファイル」という。)及び単独で管理している法人文書をいう。
- (3) 「法人文書ファイル管理簿」とは、研究所における法人文書ファイル等の管理を 適切に行うために、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了 する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載し た帳簿をいう。
- (4) 「部・課等」とは、防災科学技術研究所組織規則第2章に規定する組織並びに同規則第22条に基づき設置される組織をいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 研究所に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 法人文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 法人文書の管理に関する内閣府との連絡調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 法人文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 法人文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他法人文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

- 第4条 研究所に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、総務部総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者等)

- 第5条 文書管理者は、部・課等の長をもって充て、当該部・課等の所掌事務に関する文書管理の実施責任者とする。
- 2 文書管理者は、その管理する法人文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 法人文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等

- (6) 法人文書の作成、標準文書保存期間基準(以下「基準」という。)の作成等による 法人文書の整理その他法人文書の管理に関する職員の指導
- 3 文書管理担当者は、文書管理者が指名した者とする。
- 4 文書管理担当者は、文書管理者のつかさどる事務の遂行を補佐する。 (監査責任者)
- 第6条 研究所に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、監査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員の責務)
- 第7条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第8条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第11条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、研究所における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに研究所の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第9条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の法人文書 の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第10条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子 掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第11条 職員は、第12条及び第13条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
 - (1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
 - (2) 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物(法人文書ファイル)にまとめる
 - (3) 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第12条 法人文書ファイル等は、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的 (三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

- 第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、基準を定めなければならない。
- 2 第11条第1号の保存期間の設定については、基準に従い、行うものとする。
- 3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第11条第1号の保存期間の起算日は、法人文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 第 11 条第 3 号の保存期間は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書の保存期間と する。
- 6 第11条第3号の保存期間の起算日は、法人文書を法人文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算して第2項の保存期間の満了日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする法人文書及び当該法人文書がまとめられた法人文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(法人文書ファイル保存要領)

- 第14条 総括文書管理者は、法人文書ファイル等の適切な保存及び集中管理の推進に資するよう、法人文書ファイル保存要領(以下「保存要領」という。)を作成するものとする。
- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 紙文書の保存場所・方法
 - (2) 電子文書の保存場所・方法
 - (3) 引継手続
 - (4) 集中管理の推進に関する方針
 - (5) その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

第15条 文書管理者は、保存要領に従い、法人文書ファイル等について、当該法人文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

第6章 法人文書ファイル管理簿

(法人文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第16条 総括文書管理者は、研究所の法人文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第15条に基づき、磁気ディスクをもって調製するものとする。
- 2 法人文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- 3 法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、 当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(法人文書ファイル管理簿への記載)

- 第17条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する法人文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第15条第1項各号に掲げる事項を 法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、国立公文書館に移 管し、又は廃棄した場合は、当該法人文書ファイル等に関する法人文書ファイル管理 簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管 理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

- 第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の 満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければなら ない。
- 2 第17条第1項の法人文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、 法人文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、国立公文書館に移管し、 又は廃棄しなければならない。 2 文書管理者は、前項の規定により移管する法人文書ファイル等に、法第16条第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして研究所において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

(保存期間の延長)

- 第20条 文書管理者は、次の各号に掲げる法人文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、1の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの 間
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当 該訴訟が終結するまでの間
 - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - (4) 開示請求があったもの 法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- 2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の遂行上 必要があると認めるときには、総括文書管理者の承認を得て、その必要な限度におい て、一定の期間を定めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
- 3 文書管理者は、前 2 項の規定により法人文書ファイル等の保存期間を延長した場合は、 延長した期間及び理由を総括文書管理者に報告するものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第21条 文書管理者は、自ら管理責任を有する法人文書の管理状況について、少なくと も毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、法人文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第 22 条 文書管理者は、法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、 直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために 必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第23条 総括文書管理者は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第24条 総括文書管理者は、職員に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うため に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとす る。

(研修への参加)

第25条 文書管理者は、総括文書管理者及び研究所その他の機関が実施する研修に職員 を積極的に参加させなければならない。

第10章 補則

(細則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日 26規則第3号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日 27規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月23日 27規則第8号)

この規則は、平成27年7月23日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則(平成28年3月31日 28規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月8日 29規則第2号)

この規程は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年4月26日 30規則第2号)

この規則は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月21日 30規則第10号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日 31規則第2号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日 2規則第1号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月25日 2規則第3号) この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日 4規則第4号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日 5規則第5号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月28日 5規則第7号) この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月26日 6規則第5号) この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1

法人文書の保存期間基準

	- ·				
事項	業務の区分	当該業務に係る法人 文書の類型(施行令別 表の該当項)	保存期間	具体例	
国立研究開発法人防災科学技術研究所の組織の運営管理に関する決定及びその経緯					
1 設立又は改廃及び その経緯	組織の存立に関す る重要な経緯	設立又は改廃に係る 登記、財産的基礎に 関する文書	無期限	・登記書・ 国有財・ 国台資帳・ 古子舎・ 面・ 番書	
2 規程の制定又は改 廃及びその経緯	(1)立案の検討	イ 立案基礎文書	30年	・業務方 針	

_		T	T	
				・業務計 画
				・理事長
				指示
		ロ 立案の検討に関		・調査・
		する調査研究文書		検討資料
				• 関係団
				体・関係 者のヒア
				リング
		ハ 立案の検討に関		・開催経
		する会議等文書		緯
				諮問
				・議事概
				要・議事
				録 ・配付資
				料
				答申等
	(2)関係機関への	関係機関協議文書		・協議案
	協議			• 関係機
				関からの
				質問・意
				見 ・関係機
				関への回
				答答
	(3) 文部科学大臣	文部科学大臣の同意		• 利用等
	の同意	を求めるための決裁		規則案
		文書及び提出された		・理由、
		文書		新旧対照
				条文、参 照条文
				・同意書
	 (4)制定又は改廃	制定又は改廃のため	30年	・規程
	(-) 11.47 (-) 41.17 (-)	の決裁文書		案、細則
				案
				・利用等
				規則案、
				寄贈寄託 文書受入
				又青文八 要綱案
L		l		メルロ木

	1		1	, ,
	(5) 文部科学大臣 への届出 (6) 公表	出に関する文書	30年	・法人文 書管理規 則・理旧文文 田 知 発 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
3 法令の規定に基づく文部科学大臣の認可、承認の求め、届出等及びその経緯	独立行政法人通則法、国立大学法人の地方では、国立大学法人の他の大学、の他の大学、では、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	71	10年	・針・指・検・体者リ・緯・・要録・料・・法・計・画・・・公業 理示調討関・のン 開 諮議・ 配 意 業書中画年案届報公表 務 事 査資係関ヒグ催 問事議 付 見務案長案度 出告表書方 長 ・料団係ア 経 概事 資 方 期 計 案案書
4 業務運営の方針・ 計画等の審議及び	業務運営の方針・ 計画等の審議及び	イ 立案基礎文書	10年	業務方針

決定又は了解(他の項に掲げるもの除く。)	決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	ロ 立案の検討に関する調査研究文書		・ 悪務計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ は ・ に で が 関係 は の に の の に に る に 。 に 。 に に に に に 。 に に に に に に に に に に に に に
		ハ 役員会に検討の ため資料として提出 された文書 ニ 決定又は了解の 内容が記録された文 書		・配付資 料 ・議事概 要・決定・ 了解:
5運営費交付金等及 び会計検査に関す る事項(3の項に掲	(1)運営費交付金 等の要求に関する 重要な経緯	運営費交付金等の要 求に関する文書	10年	執行状 況調査要求書
げるものを除く。)	(2)会計検査に関する重要な経緯	イ 会計検査院に提 出又は送付した計算 書及び証拠書類	5年	・計算書 ・証拠書 類 (※会計検 査院保有 のものを 除く。)
		ロ 会計検査院の検 査を受け結果に関す る文書		・意見又 は処置要 求 (※会計検 査院保有 のものを 除く。)
国立研究開発法人防災	災科学技術研究所の	職員の人事に関する決	定又はその経	緯
6職員の人事に関す る事項(1の項から 5の項までに掲げる ものを除く。)	準、方法等に関す	程の立案に活用した調査又は研究に関す	10年	・外国・ 自治体・ 民間企業 の状況調 査 ・関係団

	規程の制定又は変 更及びその経緯	ロ 人事評価実施規 程を制定又は変更す るための決裁文書及 び協議に関する文書 又報告に関する文書		体・関係 者のピグ ・規程案 ・協議案 ・回答書
	(2)職員の研修の 実施に関する計画 の立案の検討その 他の職員の研修に 関する重要な経緯	イ 計画の立案に関 する調査研究文書(十	3年	・外国・ 自間の ・ 自間で ・ 関連の ・ は の を 関連の は の が は の は の は の は の は の り り り り り り り り り り
		ロ 計画を制定又は 改廃するための決裁 文書(十七の項) ハ 職員の研修の実 施状況が記録された 文書(十七の項)		・計画案・実績
	(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の 申請書及び当該申請 に対する許可に関す る文書(十八の項)	3 年	・申請書 ・承認書
	(4)退職手当の支 給に関する重要な 経緯	録された文書及び当	の他の支給 に関する処 分を行うこ	• 調書
国立研究開発法人防災	炎科学技術研究所の	学術研究に関する決定	及びその経緯	
7学術研究に関する 事項(1の項から11 の項に該当するも のを除く。)	(1)個別の研究事 業の実施その他の 重要な経緯	イ 立案・申請に関 する基礎文書・調査 研究文書	5年	・調査・ 検討資料 ・関係研 究機関・ 企業・関

日本の					
する文書					
する役員会議等文書 歳 ・ 議事概要・要旨・配付資料	i I				
・議事概要・要旨・配付資料 ハ 企画を実施するための決裁文書その他実施の過程が記録された文書 ・採択通知 (2)機関として行う大型研究プロジェクト事業の企画立案・実施その他の重要な経緯 イ 立案・申請に関する基礎文書・調査研究文書			ロ 立案・申請に関		• 開催経
要・要旨 ・配付資料 ハ 企画を実施する ための決裁文書その 他実施の過程が記録 された文書 ・ 楽務方 う大型研究プロジェクト事業の企画 立案・実施その他 の重要な経緯 ・ 変・申請に関 する基礎文書・調査 研究文書 ・ 業務計 画 ・ 理事長 指示			する役員会議等文書		
・配付資料 ハ 企画を実施する ための決裁文書その 他実施の過程が記録 された文書 ・採択通知 ・事業成果報告書 (2)機関として行う大型研究プロジェクト事業の企画立案・実施その他の重要な経緯 イ 立案・申請に関する基礎文書・調査・計画・業務計画・理事長指示					
大型研究プロジュスト事業の企画の重要な経緯 10年 ・業務計画 ・乗乗し ・乗乗し ・乗乗し ・乗乗し ・乗務計画 ・乗事し ・乗事し ・乗務計画 ・乗事し ・乗務計 ・乗事し ・乗り ・乗事し ・乗車し ・乗車 ・乗車 ・乗車 ・乗車し ・乗車し					
ための決裁文書その他実施の過程が記録された文書 ・ (2)機関として行う大型研究プロジェクト事業の企画立案・実施その他の重要な経緯 ・ の重要な経緯 ・ ための決裁文書その ・ 採択通知・事業成果報告書 ・ 事業成果報告書 ・ 30年 ・ 業務方針・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34・ 34					
他実施の過程が記録された文書 知・事業成果報告書 (2)機関として行う大型研究プロジェクト事業の企画 立案・実施その他の重要な経緯 研究文書 10年 ・業務計画 ・業務計画 ・理事長 指示					
された文書 ・事業成果報告書 (2)機関として行う大型研究プロジェクト事業の企画立案・実施その他の重要な経緯 イ 立案・申請に関する基礎文書・調査・業務計画・業務計画・理事長指示					
(2)機関として行うう大型研究プロジランスを・申請に関する基礎文書・調査の大型研究プロジェクト事業の企画の業を・実施その他の重要な経緯 10年 ・業務方針 ・業務計画の重要な経緯 ・業務計画・					1
う大型研究プロジェクト事業の企画 立案・実施その他 の重要な経緯 する基礎文書・調査 ・業務計 ・業務計 画 ・理事長 指示					
エクト事業の企画 研究文書 立案・実施その他の重要な経緯 ・業務計画 ・理事長指示		(2)機関として行	イ 立案・申請に関	10年	・業務方
立案・実施その他の重要な経緯 画・理事長指示					
の重要な経緯 ・理事長 指示			研究文書 		
指示		·			' '
					•調査•
整に関す					
る文書					
ロ 立案・申請に関 ・開催経 する役員会議等文書 緯					
			りる区員公成サス官		
要・要旨					
leading to the control of the co					
料			、		
ハ 企画を実施する ・企画書 ・					
			レー・ノ・・ レンルハー 日 しゃノ		- 1 76-1 77 1H1
された文書・事業成			他実施の過程が記録		
					知 ・事業成
		(0) 2445 TF the 00 th	された文書	00 tr	知 ・事業成 果報告書
等に関する事務の書・理事長		(3)学術研究の実施に伴い行う申請	された文書 イ 立案に関する基	30年	知 ・事業成 果報告書 ・業務方
実施その他の重要 指示		施に伴い行う申請	された文書 イ 立案に関する基 礎文書・調査研究文	30年	知 ・事業成 果報告書 ・業務方 針・計画

		な経緯	ロ 立案に関する役		• 開催経
			員会議等文書		緯 ・議事概
					要・要旨 ・配付資
					料
			ハ 企画を実施する ための決裁文書その		・国有特 許・国際
			他実施の過程が記録		特許申請
			された文書		書類 ・省庁等
					ヒアリン
					グ ・各種承
					認申請書
8	学術研究関係資料	学術研究関係資料	イ 立案・基準・管	10年	類・業務方
	に関する文書		理に関する基礎文書		針・業務
		する事務の実施その他の重要な経緯			計画 ・理事長
					指示
			ロ 立案・基準・管理に関する調査研究		・調査・ 検討資料
			文書		・海外機 関・関係
					者との調
					整に関する文書
			ハ 立案・基準・管		・開催経
			理に関する役員会議 等文書		緯 ・議事概
					要・要旨
					配付資料
			· // · / · · · ·	5年	・相互利
			の決裁文書その他実施の過程が記録され		用・除籍、
			た文書		購入、寄
					贈及び交 換
			学術研究関係資料の	無期限	・蔵書目
			内容が記録された文		録

	1	T		
		書		・利用統
				計 ************************************
				・蔵書統
				計
国立研究開発法人防災	災科学技術研究所と	地域社会との連携、国	際交流に関す	る事項
9国際交流に関する	国際交流事業に関	イ 立案に関する基	10年	・業務方
事項	する事務の実施そ	礎文書		針・業務
	の他の重要な経緯			計画
				・理事長
				指示
		ロ 立案に関する調		•調査•
		查研究文書		検討資料
				・海外機
				関・関係
				者との調
				整に関す
				る文書
		ハ 立案に関する役		• 開催経
		員会議等文書		緯
				・議事概
				要・要旨
				・配付資
				料
		ニ 企画を実施する		・交流協
		ための決裁文書その		定書
		他実施の過程が記録		
		された文書		
1地域社会との連携	地域社会との連携	イ 企画・立案に関	10年	・業務方
0に関する事項	に関する事業の実	する基礎文書		針・業務
	施その他の重要な			計画
	経緯			・理事長
				指示
		ロ 企画・立案に関		•調査•
		する調査研究文書		検討資料
				・自治
				体・関係
				者との会
				議等調整
				に関する
				文書
		ハ 企画・立案に関		・開催経

ГТ		T	1	
		する役員会議等文書		緯 ・議事概 要・要旨 ・配付資 料
		ニ 企画を実施する		• 企画書
		ための決裁文書その		・実施報
		他実施の過程が記録		告書
		された文書		
個人の権利義務の得	喪及びその経緯			_
1個人の権利義務の1得喪及びその経緯	(1)行政手続法第5条第1項の審査基準、第12条第1項の公子基準、同日法第6条の標準のは開ける立案の検討その他の重要な経緯	する会議等文書	10年	・緯・・要録・料・申答間最告議・自民の査・体者開が議・配い中、申報終、、外治間状、関・の催い事議が付い間最、告報建提、国体企況、係関ヒ経が概事、資、答終中、言・・業調・団係ア
		ハ 行政手続法第5 条第1項の審査基		リング ・審査基 準案・処
		準、第12条第1項の 処分基準を定めるた めの決裁文書		分基準案
		ニ 行政手続法第6 条の標準的な期間を 定めるための決裁文		・標準処 理期間案

	書		1
		<u> </u>	1 2 2 + 1 + 1 + 1
(2)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするため の決裁文書その他許 認可等に至る過程が 記録された文書(十一 の項)	許認可等の 効力が消滅 する日に係 る特定日以 後5年	審査案理由
· ·	不利益処分をするための決裁文書その他 当該処分に至る過程 が記録された文書	5年	・処分案 ・理由
(4) 異議申立てに 関する会議等にお ける検討その他の 重要な経緯	イ 異議申立書又は ロ頭による異議申立 てにおける陳述の内 容を録取した文書	裁決、決定 その他の処 分がされる 日に係る特	・異議申立書・録取書
	口会議等文書	定日以後 10年	・ 談事・ 議議・ 長・ 長・ 長・ 大・ 大
	ハ 裁決、決定その 他の処分をするため の決裁文書その他当 該処分に至る過程が 記録された文書 ニ 裁決書又は決定 書		・弁明書・反論書・意見書・裁決・決定書
(5)国立研究開発 法人防災科学技術 研究所を当事者と する訴訟の提起そ の他の訴訟に関す る重要な経緯	イ 訴訟の提起に関する文書 ロ 訴訟における主張又は立証に関する 文書	訴訟が終結 する日に係 る特定日以 後 10 年	・訴期状・期状・準備・準価・基・直・主・主・主

	<u> </u>		I	
				調書 • 書証
		ハ 判決書又は和解		・判決書
		調書		和解調
				書
7 0 11 0 7 7				首
その他の事項	lse n	Isan a tak		1. 11.
1 栄典又は表彰に関		栄典又は表彰の授与	10年	・選考基
2する事項		又ははく奪のための		準
	要な経緯	決裁文書		・選考案
				・伝達
		栄典又は表彰の授与	無期限	• 受賞者
		の結果を証明する文		名簿
		書		
1 文書の管理等に関	文書の管理等	イ 法人文書ファイ	常用	・法人文
3する事項		ル管理簿その他の業		書ファイ
		務に常時利用するも		ル管理簿
		のとして継続的に保		
		存すべき法人文書(三		
		十の項)		
		ロ 取得した文書の	5年	・受付簿
		管理を行うための帳		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
		簿(三十一の項)		
		2 2	30年	・決裁簿
		を行うための帳簿(三	50 4	1八级(丹
		十二の項)		
		, , , ,	20 /T:	工 分
		ニ 法人文書ファイ	30 年	· 移管 ·
		ル等の移管又は廃棄の批判が記録された		廃棄簿
		の状況が記録された		
	VL A A A 1 11114	帳簿(三十三の項)	10 5	H77. A
1法令、条例、閣議		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10年	・照会・ ロケナギ
		の他の事項に関する		回答文書
		関係機関、地方公共		・取得文
		団体との協議又は調		書
議又は調整に関す	議又は調整及びそ	整に関する又書		・議事概
	の経緯			要・議事
13の項までに掲げ				绿
るものを除く。)				・配付資
				料
				・報告書

備考

(1) この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1) 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針、計画等が記録された文書
- 2) 会議等文書 会議その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成 員とする懇談会その他の会合(この表において「会議等」という。)に検討のた めの資料として提出された文書及び会議等の議事、答申、建議、報告若しくは 意見が記録された文書その他会議等における決定若しくは了解又はこれらに至 る過程が記録された文書
- 3) 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4) 決裁文書 研究所の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を研究所の意思として決定し、又は確認した法人文書
- 5) 特定日 第13条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の 4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外 の日を特定日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認め る場合にあっては、その日)
- (2) 1の項から14の項の各項について、人事院規則その他の規定・通知等により別に保存年限の定めがあるものは、当該定めによる。
- (3) 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程 並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な法人 文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」 は、研究所における重要な経緯が記録された文書である。
- (4) 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に 掲げる業務を主管する課等に適用するものとする。
- (5) 本表が適用されない法人文書については、文書管理者が、本表の規定を参酌し、 当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた標準文書保存期 間基準を定めるものとする。

別表第2

保存期間満了時の措置の設定基準

[別紙参照]